

<外来患者さんへ> 一般名処方のお知らせ

当院で発行する院外処方せんは、一部において『先発医薬品』か『後発医薬品(ジェネリック医薬品)』を患者さんに保険薬局にて選んでいただくことが出来るように“一般名処方”の記載となっております。

医師が商品名を指定して処方する場合や後発医薬品が存在しないお薬などに対しては商品名での記載となります。

ご不明な点がございましたら、職員にお問い合わせいただくか、主治医にご相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。

《一般名処方の処方せんとは？》

以前は『製薬会社が独自につけたお薬の名前(商品名)』と『成分名に製造会社名を付加した名前(後発医薬品名)』となっていました。これに対して一般名処方は、商品名や会社名を指定せず、『お薬の有効成分の名前(一般名)』のみで処方を行うことを言います。

例)

以前は………… (商品名〇〇)錠 60mg 3錠 分3 毎食後 7日分

一般名処方… 【般】(一般名△△)錠 60mg 3錠 分3 毎食後 7日分

※【般】の文字がついたお薬が、一般名処方されたお薬になります。